

(令 5 法後)

小 論 文

- ・問題は 1 ～ 24 ページである。
- ・下書き用紙は中に 2 枚入っている。

注意 解答は答案用紙に横書きで記入しなさい。

小論文 250 点

問題文

1999年、世界各国におけるドーピングの根絶と公正なドーピング防止活動の促進を目的として、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が設立された。現在では、オリンピック等の各種スポーツ競技大会において、WADAの定める「世界アンチ・ドーピング規程」に基づいてドーピングが禁止され、検査や制裁が実施されている。他方、ドーピングを禁止することに対しては、多くの懐疑的な見解が表明されている。

以下の資料【1】～【4】を読み、ドーピングを禁止することに対する肯定的な論拠と否定的な論拠を、1000字以内でまとめなさい。

解答にあたっては、あなた個人の見解を述べるのではなく、資料に書かれている内容に基づいて記述すること。また、全ての資料を用い、どの資料に依拠したかを資料の番号を示して明らかにすること。資料番号は、【 】を含めて1マスで示してよい。

資料中の見出し、表や図、文章の一部などを省略したほか、必要と思われる箇所には注の付記、表記の変更を行った。資料【1】～【4】にある下線部は、注を付記した箇所を表す。

【1】 ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。

ドーピングは、自分自身の努力や、チームメイトとの信頼、競い合う相手へのリスペクト、スポーツを応援する人々の期待などを裏切る、不誠実で利己的な行為であり、ドーピングがある限り、そもそもスポーツはスポーツとして成り立つことができません。

アンチ・ドーピングとは、ドーピング行為に反対(anti アンチ)し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のことです。スポーツは、そもそも、その参加者がフェア(公正)でなければ成り立ちません。JADAは、アンチ・ドーピング活動によって、すべての人がフェアであることを支え、アスリートの健康を保護するために、ドーピングの撲滅を目指しています。

JADAのアンチ・ドーピング活動には、2つの種類があります。1つ目は、残念ながら現在スポーツにおいて報告されるドーピングをゼロにすること。そして2つ目は、スポーツにおいてドーピングが起らないよう予防的な活動を行うことです。

アンチ・ドーピングは決してドーピングしているアスリートを排除するだけの活動ではありません。アスリートがドーピングのリスクを理解し、そのうえで自分自身、自分のとりくむ競技、スポーツ全体を守るために具体的な行動を行うことや、その教育活動を推進すること。さらに、ドーピングを予防する観点から、スポーツ、社会における「フェアネス」の価値観を共有していくこともアンチ・ドーピング活動に含まれます。

なぜ、アンチ・ドーピングが必要なのか？

競い合う相手がドーピングをしているかもしれないという疑いがある時、自分自身が真剣にスポーツに打ち込めるでしょうか？ 相手の勝利を心から称えることができるでしょうか？

また、スポーツにおいてドーピングが当たり前になってしまったら、どのようなことが起こるでしょうか？

スタジアムへスポーツを見に行きたいと思うでしょうか？ 家族や友達にスポーツをやってほしいと思うでしょうか？

ドーピングが蔓延すると、フェアなスポーツは成立しなくなります。そして、スポーツの土台を支える「フェア」が無くなってしまうと、その上に築かれている、スポーツが持つ多様な価値は壊れてしまいます。それは、スポーツの社会的な信用を失墜させることにもつながります。さらに、ドーピングは健康

上の被害を引き起こす可能性がある危険な行為でもあるのです。

アンチ・ドーピングは、スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る活動です。アンチ・ドーピング活動を推進することで、フェアなスポーツが約束され、スポーツの価値はもっと多様に広がっていくでしょう。そして、すべての人たちが安心してスポーツを心から楽しめるようになります。

では、このようなアンチ・ドーピング活動に誰が関わっていくべきでしょうか？ スポーツの価値を守るために、スポーツに携わる全ての人が積極的に参加する必要があります。トップアスリートだけでなく、トップを目指すアスリート、趣味でスポーツをする人、スポーツをみる人、ささえる人など、スポーツに携わる多様な人々がアンチ・ドーピングを知り、活動に参加することで、アンチ・ドーピングの目的である「スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る」ことが実現できます。自分自身がスポーツの価値を守るためにできること、それを一人一人が実行していくことが、アンチ・ドーピング活動を構成していきます。

スポーツにはどのような「価値」があるのでしょうか？

健康な体づくりができること。挑戦する、勇気を持つ、相手を尊敬するといった気持ちの素晴らしさや、年齢や人種を越えた他者理解の心を育むことができること。チームワークやルールを守る姿勢を通して、フェアであることの大切さを知ること。さまざまな答えがあるかもしれませんが、その全てが「スポーツの価値」に含まれます。私たちは、スポーツをしたり、見たり、支えたりする中で、そのようなスポーツの価値にふれることができます。

我が国のスポーツ基本法には、「スポーツは世界共通の人類の文化」と記載されています。私たち人類は、スポーツの中で多様な価値を育み、継承してきました。それは、上記のような価値が、単にスポーツの中でのみ尊重されているものではなく、スポーツ以外の日常生活のさまざまな場面においても、さらには個人の生き方としても尊重され、守られるべきものだと、世界の人々が信じているからです。

あなたは「スポーツの価値」と聞いて何を想像しますか？

そして、未来に継承したい「スポーツの価値」は何ですか？

(出典：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「アンチ・ドーピングとは」(<https://www.playtruejapan.org/about/>))

〔注〕

・JADA：“Japan Anti-Doping Agency”の略称。日本アンチ・ドーピング機構のこと。

【2】

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

(出典：カール-ハインリッヒ・ベッテ，ウヴェ・シマンク(木村真知子訳)
『ドーピングの社会学——近代競技スポーツの臨界点——』(不昧堂出版，
2001年))

〔注〕

- ・間主観：2人以上の人が同一の事象を見ているときの複数主観の認識論的関係。
- ・非規定的法概念：「正当な理由」や「公共の福祉」など抽象的で多義的な法概念。
- ・コード：規則やルールのこと。
- ・インフラ構造：インフラストラクチャーのこと。生活や経済活動の基盤となっている施設や資本。
- ・エトス：ある社会集団で支配的である倫理的な心的態度。または人間が行為の反復によって獲得する持続的な性格や習性。

【3】 あなたはこう言いたくなっているかもしれない。「副作用の危険性や不公平さがなくても、ドーピングは競技自体を台無しにしてしまう。ステロイドを服用して打席に臨んでよい野球や、EPOを限界まで注射した選手によるツールなんていうのは、もはや野球や自転車競技の名に値しない。だからドーピングは禁止すべきだ」と。「競技が台無しになる」というのは少し曖昧な表現だ。だがこの主張は一理ある。たしかに、仮に副作用がなく、全員がそれを平等に使用できたとしても、MLBの選手が自由にステロイドを使って構わないと言い切るのはためられる。そしてその理由は、ドーピングが競技それ自体におよぼす影響と関係しているように思えるのである。

マイケル・サンデルのドーピング反対論は、こうした直観を、より明確に理論化している。次のような事例を考えてみよう。ケーシー・マーティンはプロゴルファーだが、足に障害を負っていた。そのためトーナメントでホールからホールへ移動する際、ゴルフカートを使いたいと申し出た。だが全米プロゴルフ協会はこの要求を拒否した。そこでマーティンはアメリカ障害者法(ADA)に基づきカート使用权を認めるよう、訴訟を提起した。連邦最高裁はマーティンにカート使用权を認めたが、その論拠は、カートを使わずにコースを歩くことは、ゴルフという競技の本質的な要素(essential aspect)ではなく、したがって一部の選手にカートの使用を認めても競技が損なわれることにはならないと

いうものであった。この事例を敷衍^{ふえん}してサンデルは、スポーツの制度のあり方を評価するにあたっては、スポーツ競技の「本質」ないし「目的(telos)」を考慮しなくてはならないのだと指摘する。

ではその「目的」とは何か？ ここで、ちょっとだけ耳慣れない用語を導入しておこう。それは「美徳(virtue)」ないし「卓越性(excellence)」という言葉である。これは一般には、主体の意図や欲求にかかわらず、身につけたり発揮されることがそれ自体として望ましい、人間のすぐれた性格や特質を指す。例えば「知識があること」という性質を考えてみよう。「俺は知識なんていらぬよ」と言う人がいたとして、それでも人間である以上はやっぱり知識を身につけるほうが——単に知識が他のことに役に立つからではなく、知識を身につけることそれ自体が——良いだろうか？ これにもし Yes と答えるならば、あなたは知識を身につけることを美徳と見なしていることになる。もちろん知識以外にも様々なものが美徳でありうる。

サンデルはスポーツの目的にはこの美徳の考え方があるとする。彼によれば、スポーツの目的は、人間が自らの美徳や卓越性を示そうと試み、それを祝福(celebrate)することにあるという。なんだか大げさに聞こえるかもしれない。だがスポーツを観戦するときのわたしたちの態度を思い出してみよう。わたしたちは素晴らしいプレーに拍手したり感心したりするが、それはどうしてだろうか？ それはプレーに表現された人間のすぐれた特質に心を動かされるからではないだろうか。陸上のような記録系の競技を考えればわかりやすいだろう。100 m 走の世界新記録の走りを見るとき、観客が目にするのは人間の卓越した特質であり、まさにそれに対して観客は熱狂し賛辞を送るだろう(「超人!」「人類の限界を更新した」などと彼らは言うだろう)。これをサンデルは「美徳」という語で表現しているのである。スポーツは美徳への実践なのだ。

スポーツが美徳への実践だという指摘は説得的だ。だが、このこととドーピングの問題がどう関係するのだろうか？ この点を考えるためには、サンデルの考えるスポーツの美徳の中身をまず理解しなくてはならない。

サンデルは、スポーツの目的たる美徳を、人間が与えられた能力や資質の限界を受容し、そのなかで自らの能力や資質を最大限に開花させることに見出している。才能や資質は個人によって残酷なまでに異なるし、あくまで人間である以上、選手に与えられた能力には種としての限界がある。だが生来可能な骨格や筋肉量の差、動体視力の良さなどを所与として受け入れつつ、それでも最大のパフォーマンスをあげようとするにこそ、スポーツにおける美徳がある。

そして、ドーピングはこのような美徳を損なってしまうとサンデルは考える。なぜならドーピングは、所与とされるべき選手の能力や資質自体を(時に人間という種の通常の限界を超えて)向上させ、強化しようとするからだ。ドーピングのうえでのパフォーマンスは、もはや限界を受容したうえでの能力資質の最大限の開花などではなく、むしろその対極にあるものに変容してしまう。だからどんなに凄い記録が出たとしても、それは賞賛されるべき美徳の実現ではない。したがって、美徳への実践というスポーツの目的はドーピングによって損なわれてしまうのである。

サンデルのこの議論は、わたしたちがドーピングの何を本当に懸念しているのかを的確に捉えている。たとえ仮にステロイドに実は副作用が全くないと言われても、全員にその使用が認められて競技の公正さを損なわないと言われても、毎イニング場外ホームランが出てエンターテイメントとしてもっと面白くなると言われても、多くの人はドーピング有りの野球に賛成する気持ちにはなれないだろう。なぜなら、そこにはわたしたちがスポーツの本質的目的と考えているものが存在しないからだ。この点にこそ、ドーピングを憂慮する真の理由があるのである。

スポーツの目的と美徳からの議論は、スポーツ関連団体の内部規律としてのドーピングの禁止を正当化してくれるだろう。だがこの論拠から、国家がこれらの団体の規制に対して援助したり、国家自身が主体的に法的規制を行うことまでを正当化できるだろうか？

当然そうでしょ？ と思うかもしれない。誰にとっても備えるのが望ましい美徳があるのだとしたら、その美徳に沿った生き方へと人を導くのは、その主

体が私的団体であっても国家であっても変わらず良いことだろう。いやむしろ、強大な権力を有している国家のほうが、よりよく人々を美徳を備えた生へと導くのにふさわしいかもしれない。国家はどのようなものが美徳かを市民に教えたり、美徳に反するような実践を禁じたり、美徳を促進するような制度に助成することができる。こうした様々な仕方では、一定の人間的理想の実現へと個人を陶冶することを国家の役割とする考え方は、卓越主義(perfectionism)と呼ばれている。例えばサンデルはこの意味での卓越主義者の一人である。卓越主義者は、スポーツの美徳を保全するために、国家がドーピング禁止の主体となることになんら問題を見出さないだろう。

何が美徳かが自明で、美徳を備えた生が誰にとっても価値ある人生だと言えるところとしたら、それを陶冶する役割が国家に与えられても特に問題はないかもしれない。だが実際には、何が美徳かは必ずしも自明ではなく、何が価値のある生き方かについての各人の見解——これを哲学者たちはしばしば「善き生の構想」と呼ぶ——は互いに大きく異なっている。あなた自身の「人生の目標」や「価値観」を周囲の人のそれと比べてみれば、このことはよくわかるだろう。

このように、善き生の構想が各人で異なっていて、それらの間に優劣はつけられないように見えること(善き生の構想の多元性)を前提にすると、卓越主義的国家像には不安がある。そこでは、「美徳ある生」のような一定の善き生の見解が公定され、異なる価値観を持つ個人までもが公定された「理想的生き方」へ向けて「陶冶」されていってしまうように見えるからだ。

(出典：米村幸太郎「ドーピングは禁止すべきか?」, 瀧川裕英編『問いかける法哲学』(法律文化社, 2016年)所収)

[注]

- ・ EPO：エリスロポエチン(erythropoietin)という薬物の略称。
- ・ MLB：アメリカのプロ野球で最上位に位置づけられるリーグ(Major League Baseball)の略称。
- ・ 敷衍：やさしく言い換えたり詳しく述べたりして説明すること。
- ・ 陶冶：いろいろな訓練を経させて、役に立つ一人前の人間に育て上げること。

【4】

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

(出典：ジャン＝ノエル・ミサ「ドーピング，医学向上，スポーツの未来」，

ジャン＝ノエル・ミサ， パスカル・ヌーヴェル編(橋本一径訳)『ドーピングの哲学：タブー視からの脱却』(新曜社， 2017年)所収

[注]

- ・ AICAR：5-アミノイミダゾール-4-カルボキサミド リボヌクレオチド(5-aminoimidazole-4-carboxamide ribonucleotide)という薬物の略称。
- ・ THG：テトラヒドロゲストリノン(tetrahydrogestrinone)という薬物の略称。
- ・ 生体パスポート：スポーツ選手の一定期間における生物学的マーカーを記録し，これを照合することでドーピングを検知するドーピング検査手法のこと。
- ・ 遺伝子ドーピング：薬物ではなく，例えば筋力を向上するような遺伝子をゲノム編集で細胞に入れ，遺伝子治療の技術を転用して運動能力を向上させること。
- ・ パンターニ：イタリア出身のプロ自転車ロードレーサー。
- ・ ジロ：イタリア全土を舞台にして行われるプロ自転車ロードレースであるジロ・デ・イタリアのこと。
- ・ 不可触賤民：インドのカースト制度においてカーストの外におかれた最下層民。
- ・ パターナリズム：父(pater)の子に対する関係にしばしば見られるような，他者の利益を名目に他者の行動に強制的に干渉しようとする考え方。父権的温情主義。

(令5法後)

問題訂正

小論文

訂正箇所	10 ページ 7-8 行目
誤	慎ま <u>な</u> ねばならないが、…
正	慎まねばならないが、…

訂正箇所	12 ページ 16 行目
誤	どのようして区別…
正	どのよう <u>に</u> して区別…